

# 民間賃貸住宅への入居費用を助成します

(令和7年8月豪雨被災者民間賃貸住宅入居助成金)

令和7年8月豪雨で住家が被災した世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等仮の住まいから、恒久的な住まいとして、熊本県内の民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料等の初期費用を助成します。(公営住宅・社宅・官舎・寮等を除きます)

## ◆対象者

1. 助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、民間賃貸住宅に転居をする次のいずれかに該当する世帯の世帯主。

○みなし仮設住宅等の入居者であって、当該みなし仮設住宅等の供与期間(供与期間が延長された場合にあっては、延長後の期間)内に当該みなし仮設住宅等を退去した世帯

○住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯

○住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯



2. みなし仮設住宅として入居していた住宅を、そのまま恒久的な住まいとして新たに自身で契約(二者契約)をする世帯(同一のみなし仮設住宅に引き続き居住する世帯)

## ◆助成金 一律20万円

○助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。

○複数の世帯が、恒久的に居住する住宅として民間賃貸住宅に同居する場合は、当該複数の世帯を1つの世帯とみなします。

○毎月月末までに支給決定された分について、翌月初め頃交付決定通知を発送し、翌月20日頃指定された口座に振込予定です。(みなし仮設住宅にお住まいだった方は、県の退去確認後の支給となるため、支払いや通知等の時期が遅くなる場合があります。)

## ◆申請期限 令和9年8月10日まで

仮住居から恒久的な住まいへの転居完了後（住民票の異動が伴う場合は、住民票異動後）、原則 6ヶ月以内（転居の日の属する月の翌月から起算）にご申請ください。

## ◆提出書類

- ① 民間賃貸住宅入居助成金交付申請書  
（様式は、申請窓口にあります。八代市ホームページにも掲載しています。）
- ② り災証明書の写し
- ③ 半壊の場合は、自宅の解体を証明する書類（解体証明書等）の写し
- ④ 民間賃貸住宅への入居が確認できる契約書等の写し
- ⑤ 世帯全員が記載された住民票（市外のみ）
- ⑥ 民間賃貸住宅入居助成金請求書（通帳の写し添付）

※転居費用助成金の申請の際に提出している書類は不要です。

※上記書類がない場合はご相談ください。なお、個別の状況に応じて追加書類が必要な場合があります。

## ◆注意事項

- この助成金の申請・受取については、世帯で協議の上行ってください。関係者間の調整について八代市は一切関与いたしません。
- 申請内容に疑義がある場合は、調査を行い、申請内容に虚偽があった場合は、支給された助成金を速やかに返還していただきます。
- 八代市が助成金の支給に係る事務にあたり必要な範囲で、住民基本台帳、戸籍等に係る状況を閲覧、調査などを行います。

お問い合わせ・申請窓口

八代市役所2階 12番 健康福祉政策課 ☎33-4003